

事務連絡
平成23年4月1日

関係団体 各位

厚生労働省老健局総務課
介護保険計画課
高齢者支援課
振興課
老人保健課

被災された高齢者の避難所等における介護サービスの確保について

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した方等への必要な介護保険サービスの確保については、多大なご配慮、ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、別添のとおり、避難所等で生活をされている高齢者の皆様向けに、介護保険サービスの利用についてのリーフレットを作成いたしましたので、ご活用いただきますようお願いいたします。

被災された高齢者の皆様へ

避難先などでも 必要な介護保険サービスの利用が可能です

被災された高齢者の皆様に、必要な介護保険サービスを提供するため、利用料の減免や避難先でもサービスの利用を可能とするなど、多くの対応が行われています。

このたび、被災された方の避難先などでの介護サービスの利用方法について、一問一答形式で取りまとめましたので、ご参考にしてください。

Q1. 介護サービス利用時には、どこに相談するのでしょうか？

A 市区町村の介護保険担当窓口や地域包括支援センターにご相談いただき、ケアマネジャーの紹介や、介護サービスの利用についてのアドバイスを受けてください。

Q2. 避難所にもホームヘルパーに来てもらえますか？

A 避難所でも、ご自宅同様にホームヘルプを受けることは可能です。また、避難先のお宅や旅館・ホテルでも同様です。

Q3. 避難所にいてもデイサービスを利用できますか？

A 避難所からでも、デイサービスを利用することは可能です。また、避難先のお宅や旅館・ホテルからでも利用できます。

Q4. 被保険者証が見つかりません。

A 被保険者証をなくした、ご自宅にあるが取りに戻れないなどにより、お手元に被保険者証がない場合でも、氏名・住所・生年月日を介護事業者にお伝えいただければ、介護サービスが利用できます。

Q5. 被災により介護が必要になりました。要介護認定を受けていないのですが、どうすればよいのですか。

A できるだけ早く要介護認定の申請を行ってください。なお、要介護認定の申請前に受けたサービスについても、特例的に介護サービスとして利用が可能となる場合があります。また、要介護認定の有効期限を過ぎてしまっても、引き続きサービスが利用できます。詳しくは、市区町村の介護保険担当窓口にご相談ください。

Q6. 被災したため、利用料の支払いが難しいのですが。

A 被災により財産に著しい損害を受けた方などについては、介護保険サービスの利用者負担を支払う必要はありません。詳しくは、市区町村の介護保険担当窓口にご相談ください。

Q7. 被災地から他の市区町村に避難しました。介護サービスを利用できますか。

A 住民票の異動を行わなくても、避難先の避難所あるいはご家族のお宅などで、ホームヘルプなどの介護サービス利用ができます。まずは避難先の市区町村や地域包括支援センターにご相談ください。

Q8. 使っていた杖や車いすがなくなっていました。

A 杖や車いすをなくされた方は、もう一度レンタルをすることができますので、お早めにケアマネジャーや福祉用具レンタル業者にご相談ください。

生活機能の低下に注意しましょう！

避難所での生活は動き回ることが不自由になりがちです。このように生活が不活発な状態が続くと、生活機能が低下することがあります。

避難所で生活している方は、できるだけ次のポイントに気をつけて、生活機能の低下の予防をこころがけてください。

- 毎日の生活の中で活発に動くようにしましょう
- 動きやすいよう身の回りを片付けておきましょう
- 歩きにくくなっても杖などで工夫をしましょう
- 避難所でも楽しみや役割をもちましょう

厚生労働省